

金融資産開示の問題

——特定金銭信託の会計処理と表示について——

島崎 規子

目 次

はしがき

- I. 特定金銭信託の意味と特質
- II. 金銭信託における特金の異質性
- III. 現行会計上の問題点
- IV. 特金の会計処理と表示方法

む す び

は し が き

周知のように、わが国における最近5年間の金融市場は、金融自由化と国際化の目覚ましい進展に伴って、外債、譲渡性預金、コマーシャル・ペーパー、抵当証券及び特定金銭信託などの新しい金融商品が加速度的に急増している。なかでも特定金銭信託は、効率的な資金運用と節税対策の有力な手段として、多くの企業や機関投資家に利用され、その市場は昭和61年4月末現在11兆円を超え、その運用の大部分は有価証券といわれている。

このように、多くの企業が現在採用している特定金銭信託は、従来、その利用がそれほど多くなく、金額も僅少であったため「預金」に含めて表示することには何ら問題はなかった。しかし、最近のようにその運用範囲が急拡大し、財務諸表における金額的重要性が高まってくると、これを「預金」に含めて表示することは、利害関係者の判断を誤らせることになる。また、実質的に、委託者たる企業が、有価証券投資を直接運用していることから、もはや従来の特定金銭信託とはその性格を異にする。

そこで本稿では、特定金銭信託のもつ意味とその性格を明らかにするとともに、この信託金を市場性ある有価証券として捉え、これを決算時でどのように処理し、表示すべきかを会計学的見地から論究してみたい。

I. 特定金銭信託の意味と特質

特定金銭信託は、信託業法施行細則でいう「運用方法ノ特定セル金銭信託」のことで、単に「特金」とも称されている。一般には、企業や機関投資家が、利殖を目的として金銭を信託し、運用方法を特定した信託契約⁽¹⁾に基づいて投資を行い、信託終了時には、信託財産を金銭で返還するという制度である。この場合の信託契約証書は、通常、受託者が1通保有し、委託者には、受託者作成の特定金銭信託契約証書が交付され、また、その具体的な運用方法については、別に、運用方法特定書が作成される。すなわち、信託契約証書は、一般に共通する契約条項を定めたもの、また、特定金銭信託契約証書は、受託者が委託者に対し信託契約の成立を証明する書類であると同時に、後日、元本授受の際には、引換証の役割を果たすもの、さらに、運用方法特定書は、投資対象、運用方針、信託期間などを具体的に指図したものである。

現在、特金における投資対象のほとんどは有価証券であり、その主たるものは、国内公社債及び株式、国外公社債及び株式のほか、現先取引や貸付金などに運用されている。例えば、株式の場合をみると、銘柄、価格、数量、取得及び処分時期などが、また、貸付金であれば、次にみるとおり、貸付先、金額、期間、利率、その他貸付契約条項などの取扱条件が特定される⁽²⁾。

運用方法特定書								
受託者	〇〇信託銀行株式会社御中							
貸付先								
貸付金額								
貸付期間	昭和	年	月	日から	昭和	年	月	日まで
貸付利率								
特定第	号特定金銭信託契約にかかわる信託金の運用方法を上記のとおり特定します							
	昭和	年	月	日				
委託者								

上のような特定書を作成すれば、証券売買の指図や変更の際して、その手続が簡便である。しかし、かかる約定書の指図であっても、①貸付期限が信託期間を超えているもの、②利殖を目的とする信託において回収上危険性のあるもの、③貸付利率が利息制限法の規定を超えるもの、④信託契約で同一銘柄の株式への投資が制限されているとき、これに反するなどの適法性を欠くものに対しては、これに従う必要がないことはいうまでもない。

ところで、現行制度では、信託金、信託期間、配当率等に対して特別な制約はないが、受益権

の譲渡・質入れや、元本の補填及び利益の補足については、これを禁止している。また、特金を運用する法人、例えば、国家公務員共済組合、市町村職員共済組合、町村職員恩給組合、公共企業共済組合、農林漁業団体職員共済組合、私立学校教職員共済組合、日本学校給食会などに対しては、大蔵大臣、運輸大臣、組合金等の議決承認を要するなどの制限規定を設けている⁽⁴³⁾。

また、特金は、制度上、運用方法と会計処理方法においていくつかの特質をもっているので、いま、これを列挙すれば、次のとおりである。

——運用上の特質——

(イ) **運用方法の特定** 特金は、委託者専用の単独信託であるから、運用の対象、金額、期間などを具体的かつ自由に選択・決定できる。まず、投資対象は、受託会社が主務官庁に提出する「業務の種類及び方法書」において規制されているが⁽⁴⁴⁾、現在では、元本が確実な現先、国債などのほか、収益率のよい株式、外債などに多く投資している。次に、信託金額は、100円という行政指導があるだけなので、個人投資家の利用は可能であるが、しかし、契約書の交付や勘定処理に比較的費用がかかるため、受託者側では、信託金を1億円以上と定めている⁽⁴⁵⁾。さらに、信託期間は、特に規制はないので、これを、一般に運用方法特定書において、信託期間を1年以内とし、これに自動延長条項を付けている。また、特金における信託財産の運用形態は、個別に行う単独運用方式であり、合同運用の例はみられない。その理由は、それぞれの信託契約において、同一条件のものがあっても、少数の信託金の合同運用は、単に計算を繁雑にするだけであり、受託者と受益者の利益にならないためと思われる。

(ロ) **匿名運用** 市場での信託財産の名義が、受託者名であるため、委託者の名義は表面に表われず、運用上、取引機密が守れるので、極めて合理的である。しかし反面、この特金の特質を利用して、自社の株価水準を操作したり、また、相手企業の株式を買集めて取引契約や企業買収の際、これを交渉手段として運用するなどの問題が発生しているのも見逃せない⁽⁴⁶⁾。なお、信託財産は、受託者の名義ではあるが、受益者の保護を確実にする必要から受託者の国有財産及び他の信託財産と分別管理する原則が貫かれている⁽⁴⁷⁾。ただし、金銭に限っては、例外も認められている。すなわち、金銭は、経済的な交換価値の尺度として抽象的な価値をもつため、これを分別することは困難であるから、各信託ごとの計算を明確にしておけば合同運用を行っても、利害損益の混乱は生じないという理由からである⁽⁴⁸⁾。

(ハ) **実績配当主義** 信託財産の運用収益によって生じた損益は、すべて受益者に帰属し、受託者には損失補償の責任がない⁽⁴⁹⁾。この場合の収益配当金は、運用収益から事務費、租税公課及び一定率の信託報酬などを控除して算定される。なお、委託者は、受託者の承諾を得れば、受益者を指定又は変更することや、受益権の譲渡又は質入れすることが可能である⁽⁵⁰⁾。

(ニ) **元本補填・利益補足の禁止** 特金では、上述の実績配当主義を原則とするため、受託者に管理の過失又は信託違反がない限り、信託上の利害は、すべて受益者に帰属するものとして、

元本補填あるいは利益補足の契約を行うことが禁止されている⁽¹¹⁾。それは、運用方法が委託者によって特定され、受託者側には、運用方法に関し裁量の余地がないのに発生した損害を負担するのは、あまりに過酷であり、当然の理といえる。現行制度上、元本補填が認められているのは、合同運用指定金銭信託と貸付信託だけであるが、そのうち貸付信託は、元本補填契約を付ける場合、特別留保金を積立てることが義務づけられている⁽¹²⁾。

(ホ) 信託終了時の金銭交付 信託終了時の信託財産は、金銭で交付されることが原則である⁽¹³⁾。しかし、実際は、運用中の信託金の回収が困難なため、また、その他の事情により金銭交付が不可能な場合も予想されるので、現状交付する例外を認めている。なお、現状交付が、割引手形、手形貸付金、手形併用の証書貸付金の場合には、受益者に対して手形の裏書譲渡を行うが、その際、手形上の担保責任を免れるため、通常、無担保裏書又は期限後裏書とする。

(ヘ) 事務負担の軽減 特金では、委託者は、信託金を受託者に預けて運用方法を指示するだけであり、取引上発生する事務処理や運用状況報告書は、すべて受託者側で行うため、委託者の事務負担が軽減される。ただし、委託者側では、受託者からの月次報告書と決算報告書を手入れしなければ、運用状況や事務作業が捗らないこととなる。一般に、月次報告書には、運用状況報告書、有価証券残高明細表、有価証券取引明細表、受取利息・配当金明細表などが、また、決算報告書には、貸借対照表、損益計算書、当期運用実績内訳書、各種明細表などがある。

——会計処理上の特質——

(ト) 有価証券の簿価分離 法人が、金銭の信託をしている財産のなかに、当該法人が所有する有価証券と種類及び銘柄を同じくする有価証券がある場合には、両者の取得価額を分離計上するとともに、これを区分評価することが、税法上認められている⁽¹⁴⁾。

(チ) 原価法による評価 決算時の信託財産の評価方法は、原則として原価法である。すなわち、特金として所有する有価証券の期末評価は、委託者側の採用する評価方法とは係わりなく、委託者側が原価法であるため、たとえ時価変動が生じても原価法で評価することとなる。これは、すでに述べたように、特金は、法的に委託者から受託者へ財産権が移転したものであること、また、経済的には実績配当主義と信託財産の分別管理が、その基礎理念となっていると思われる。

(リ) 譲渡益の益金不算入 信託財産の売却益は、受取利息や配当金と合算されて、信託収益配当金として交付される。かかる場合、法人においては、株式投資信託の収益の分配の2分の1又は4分の1が、信託収益の実質的な配当部分とみなされて、受取配当等の益金不算入の対象となる⁽¹⁵⁾。その理由は、法人が他の法人から受けた配当等は、すでに課税済の利益から行われたものであるため、さらに、これを受け取る法人の側で課税すれば、二重課税となるからである。

このように、特金には、多くの特質がみられるが、さらにこれを、採用する企業側からみた場合の有利性と不利性に整理すれば、次のとおりである。

<企業側の有利性>

- ① 運用方法が具体的かつ自由に選択・決定できるので、運用効果が直接、収益増につながる
- ② 匿名で運用のため、運用機密を守りながら多額の取引ができること。
- ③ 運用財産の管理・売買等は、すべて受託者側で行うため、企業側の事務処理が軽減される
- ④ 有価証券の簿価分離ができるため、売却時、既存の有価証券の含み益は、対象外とされるので節税効果に役立つこと。
- ⑤ 原価法による評価のため、運用資産に含み損が多額に発生していても、企業成績に影響を与えずに済むこと。
- ⑥ 売却益を信託収益配当金として受け入れるため、節税効果になること。

<企業側の不利性>

- ① 運用方法を特定するため、運用財産の効果的運用についての情報収集と分析検討を行う時間と費用がかかること。
- ② 元本の補填あるいは利益の補足が禁止されているため、運用方法の判断を誤れば、多大の損失が発生し、当初予定した利廻りが確保できないこともあること。
- ③ 運用資産が値下りした場合、これを評価する方法がないため、評価損を計上することができないこと。

以上のように、特金には、有利性と不利性があるにもかかわらず、その普及割合は、次表にみ

特定金銭信託残高の推移

	(金額)	(増加比率)
昭和58年3月	14,700億円	(100%)
〃 〃 9月	19,500億円	(133%)
〃 59年3月	24,300億円	(165%)
〃 〃 9月	34,000億円	(231%)
〃 60年1月	43,000億円	(293%)
〃 61年1月	96,364億円	(656%)

(注) 金銭信託以外の金銭の信託も含むが、おもに株式、国債、その他国内債、外国債券などに運用されている。

るとおり、年々、増加の一途をたどっている。これは、メリッドのほうが大きいからであろう⁽¹⁷⁾。

前頁にみるとおり、58年から特金の伸びは著しく、特に60年1月末に4兆3千億円台であったものが、61年1月現在では9兆6千億円と約2.5倍の成長をみせ、ここ3年間の増加は、約6.6倍に達している。これは、従来、特金の利用が認められていなかった生命保険や損害保険会社に対して59年10月より、また、農林系金融機関に対しては60年2月よりその運用ができるようになったことと、融資難に悩む金融機関や余裕資金を抱える企業などが、特金のもつ有利性を考えて、積極的に採用したためと思われる。

(注)

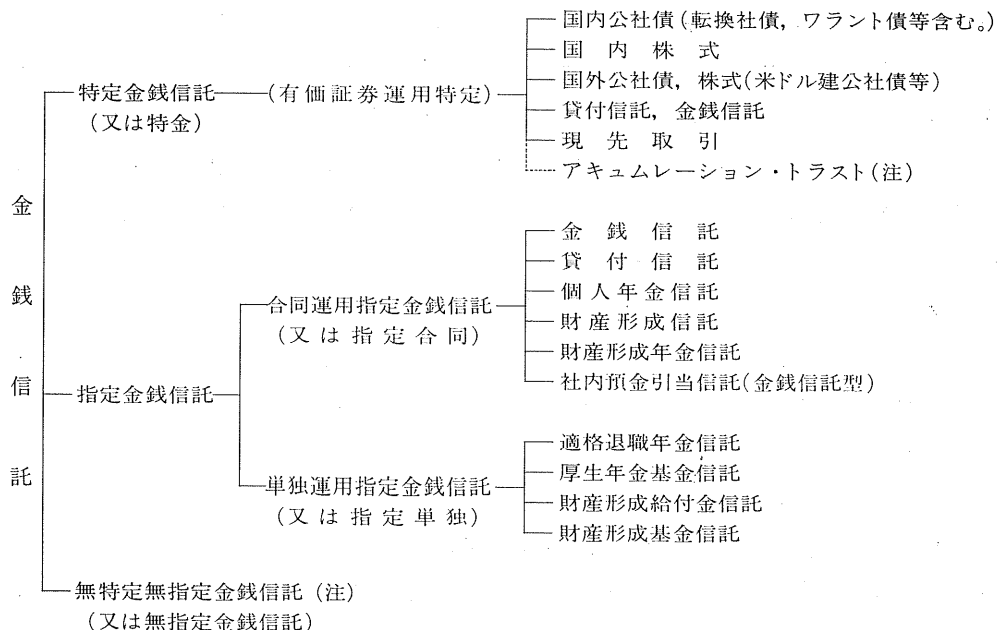
- (1) 受託会社では、運用方法特定の条件を信託契約証書から外している。その理由は、運用方法の変更のつど信託契約を変更する必要がないこと、一般に共通の契約条項を定めることが可能となるからである。
- (2) 信託協会編「信託実務講座 第2巻—金銭の信託(上)—」(有斐閣)昭和38年10月 313頁参考。
- (3) 信託協会編 前掲書 311頁参考。
- (4) 信託業法施行細則3条2号。すなわち、取得すべき財産は、金銭、外国通貨、公債、社債、株式、手形その他の有価証券、信託の受益権、金銭信託、車輛その他の機械設備、土地及びその定着物、地上権及びその他の定着物、信託財産より生ずる天然又は法定の果実、その他信託の本旨に従い信託事務を処理するため取得を必要とする財産などである。
- (5) 信託業法施行以来、昭和18年施行規則第8条が削除されるまで、最低引受金額は500円とされていたが、その後は、「業務の種類および方法書」に最低引受金額を記載すればよいこととなった(信託業法施行細則3条6号)。
- (6) 最近の事例には、昭和61年3月末の株主名簿で大和銀行の特金が20%を保有する第2位株主に登場、大株主の持ち株比率の上限を定めた東証の上場基準に抵触していた伊藤忠燃料の特定者持ち株比率問題がある。これは、受託信託銀行の代わりに特金の委託者を株主として取り扱うことにより解決した(日本経済新聞 昭和61年8月13日朝刊参考)。
- (7) 信託法第28条は、「信託財産は固有財産及び他の信託財産と分別して之を管理することを要す……」と規定している。
- (8) 分別管理の原則に対する例外として、信託法第28条但書は「信託財産タル金銭ニ付テハ各別ニ基ノ計算ヲ明ニスルヲ以テ足ル」と規定している。この例外規定は、民事信託はもちろん商事信託の場合にも適用されるが、実際上の意義は、金銭信託の合同運用を可能にする点にある(信託業法施行細則7条10号、貸付信託法2条1項)。
- (9) 信託法14条、19条、27条による。また、大正5年12月大蔵省銀行局による「日本における信託に関する調査」の末尾に「信託金は協定運用たると責任運用たるとを問わず利害共に信託者に帰すべきものにして信託業者は一定の行為に対する報酬として手数料を収得するに止まる……」と報告されている(信託協会編 前掲書 10頁参考)。
- (10) 信託業法施行細則7条3号。また、昭和8年8月14日大審院第2民事部判決預金取戻請求事件では、「受託者カ他ノ債権ノ担保トシテ受益者ノ受益権ニ付質権ヲ取得スルハ信託法第9条及第22条ノ規定ニ抵触セサルモノトス」とした判例がある。
- (11) 信託業法9条。信託業法施行細則21条。
- (12) 貸付信託法14条、昭和27年政令211号貸付信託法第14条の規定により積み立てる特別留保金の限度及び積立の方法に関する政令。
- (13) 信託業法施行細則7条9号、16号。信託法65条。
- (14) 手形が受益者より第三者に譲渡された場合において、信託財産交付が単なる裏書譲渡であれば受託会社

- は、当然にその所持人に対し手形上の責任を負わなければならない（手形法15条）。
- (15) 法人が信託（金銭の信託を除く。）をしている財産のうちに当該法人が有する有価証券と種類及び銘柄を同じくする有価証券がある場合には、当該信託に係る有価証券と当該法人が有する有価証券とを区分しないで令第34条及び第38条から第47条までの規定を適用するのであるから留意する。（注）金銭の信託に係る有価証券には、(1)合同運用信託及び証券投資信託に係る有価証券、(2)法第48条第1項（退職年金等積立金の額の計算）に規定する適格退職年金契約等による信託に係る有価証券、(3)指定単独運用の金銭信託に係る有価証券（昭和55年12月改正の法人税基本通達6-3-3の2参考）。
- (16) 法人税法第23条第1項第2号，法人税法施行令第19条第1項。
- (17) 山一証券経済研究所の調査参考。赤根竜二著「第3の金融—特金—」（ダイヤモンド社）昭和61年 190頁参考。

II. 金銭信託における特金の異質性

金銭信託は、一般に、委託者が、信託金の運用対象と方法をどの程度指示するかにより、①運用方法及び目的物を具体的に定めた特定金銭信託、②運用方法及び目的物の種類と範囲を指示するにすぎない指定金銭信託、③運用方法について特定も指定もしない無特定無指定金銭信託（又は「無指定金銭信託」という。）の3種類に分類される⁽¹⁾。このうち、無指定金銭信託は、受託者が、すべて自由に財産の管理運用をなしうるので、法律は、委託者保護の見地から、その運用方法を厳格に規制しているため、実際には、ほとんど行われていない⁽²⁾。

また、指定金銭信託は、信託金を他の信託金と合同して運用するか否かにより、合同運用指定



(注) アキュムレーション・トラストとは、アキュムレーション方式を取り入れた特金のこと。
無特定無指定金銭信託は、現在、その例がみられない。

金銭信託（又は「指定合同」という。）と単独運用指定金銭信託（又は「指定単独」という。）とに分けられる。指定合同は、受託者側が規格化した契約により信託を設定したうえで、大衆から集積した資金を、長期間効率的に運用するため、危険の分散ができるので、安全有利な利殖を目的とする投資家に利用される。これに対し指定単独は、期間の制限がなく、また、委託者ごとに運用方法が異なるので、運用成果も実績配当が原則となっている。このため、指定単独は、一時期、金銭信託のほとんどを占める程であったが、その後の自由規制によって厳しい制約が課せられると⁽⁶²⁾、高利回りのみを目的とする利用者はほとんどみられなくなった。反面、指定単独は、各契約を個別に管理するという特徴から、年金信託などの社会福祉関係の商品として見直され、特に、最近では、適格退職年金信託が、急増している点は見逃せない⁽⁶³⁾。

いま、金銭信託を運用方法の違いから分類整理すれば、前頁のとおりである⁽⁶⁴⁾。

このように、特定あるいは指定のいずれかで、その内容には大きな違いがみられる。そこで、特金の特質をいっそう明確にするため、最初は、特金と指定合同に視点をあて、次に、特金と預金を対比させて、その異質性を究明してみたいと思う。

〔i〕 特金と指定合同の異質性

特金又は指定は、単に、信託業務上の用語であり、必ずしも他の法令上の概念とは一致しない。例えば、民法債権編に規定する特定物給付の債権については、物自体を一定するのに対し、金銭信託における特定は、投資価値の一定する範囲において限定することを意味する。また、民法上の指定後見人、指定相続分や民事訴訟法上の管轄の指定などにおける場合は、各指定権限者によって内容が具体的に決定されるのに対して、金銭信託における指定は、委託者が運用の範囲を指示するに止まり、運用方法を具体的に決定するのは受託者である。

このように、金銭信託での特定とは、財産の運用について、委託者が銘柄、数量、金額、期間などを個別かつ具体的に指図するのに対し、指定とは、運用財産の範囲を委託者が指定し、その範囲内において受託者の裁量で運用することをいう。

ところで、信託業法施行以前は、特定・指定の用語は使用されず、それは、協定運用・責任運用と呼ばれていたことがわかる。すなわち、大正5年12月大蔵省銀行局が作成した「日本に於ける信託に関する調査」によれば、「協定運用とは、信託金の運用方法は当事者間の契約によって一定し、受託者は全く契約の示すところに従って実行するに過ぎないことをいう。個人にあっては、特定の有価証券又は担保物に対して放資しようと欲しても自らこれを行うことができないか、又はその名義を表わすことを欲しない場合に利用され、銀行にあっては、不動産担保貸付有価証券投資等の事実を隠蔽しようとする場合に利用された。責任運用とは、信託者が運用方法を全く受託者に一任するものをいい、軍人官吏寡婦幼児等経済界の実情法律の規定等に通じないものが資金を安全かつ有利に運用する場合に利用された。」と記されている⁽⁶⁵⁾。これが、大正11年

信託業法制定に際して、協定運用が特金に継承され、責任運用が指定又は無特定無指定の金銭信託に整理された。

かかる特定、指定、無特定無指定の概念を政府当局が表面に打出した理由は、制定当時の信託会社が信用簿弱なため、信託金に係わる問題が多発していたので、これを厳重な監督の下に整理合理化する必要があったことと、銀行預金との競合を考慮したためと思われる⁷⁾。

以上は、主として特金及び指定の語源と設立当時の概念に重点を置いたが、さらに、これを制度面に着目すれば、いっそうその違いが明らかである。まず、特金は、すでに述べたように、元本補填・利益補足が禁止されているのに対し、指定合同の場合は、それが法令で認められている点である。その根拠となるのは、信託業法9条で、「運用方法の特定せざる金銭信託に限り、元本に損失を来したる場合または予め一定したる額の利益を得ざりし場合においてこれを補填または補足する契約をなすことを得」と定められている。ただし、収益補足は、「年3分を越えるを得ず」となっているため、実際には行われていない。

この立法の趣旨は、まず、信託業法制定以前から存在した信託会社が、営業政策上、元本や利益補填の契約を実施していたという既成事実と、次に、制定当時の信託会社の資力信用が不十分であったため、信託制度の普及していない当時の情勢において、これを認めないと信託会社の営業に大きな支障が生じることを懸念したためと思われる。なお、利益補足の契約限度は、銀行の通常の預金金利よりも低く設けられた。その理由は、過大な保証契約をすれば、運用上の無理が生じ、信託財産の運用が不健全になることと、預金との関係を考慮したためである。

かかる元本の保証と予定配当率制度から指定合同は、実質的には、銀行の定期預金とほとんど等しい性格のものであることがわかる。そこで、どの範囲まで限定すれば特定なのか、あるいは指定なのか問題となるが、いま、特金と解するための判断基準を設定すれば次のとおりである。

- ③ 受託者が、運用方法を自由裁量で行う余地が乏しいこと。
- ④ 単独運用を必要とし、他の信託財産との合同運用が困難又は不適當であること。
- ⑤ 信託の目的及び運用方法について委託者、受益者に特殊かつ直接的な関係があること。
- ⑥ 運用の結果生じる損失は、すべて委託者又は受益者が負担すること。
- ⑦ 信託報酬が元本に対し年何%というように規定されていること。
- ⑧ 信託期間を信託の目的達成に応じて定める必要があること。

〔ii〕 特金と預金の異質性

特金は、信託の一種であるが、預金は消費寄託の一種であるから、法律上、両者には大きな差異がある。すなわち、信託契約は、委託者が信託行為によって受託者に自己の財産権を帰属させつつ、同時にその信託財産を信託目的に従って、社会のためもしくは自己又は受益者のために管理又は処分させることを意味する。したがって、財産管理の制度としての民法上の委任・代理で

は、代理権が授与されても、財産の所有権は本人に帰属したままであるが、信託では、財産権が委託者から受益者に移動することに特徴がある⁽⁸⁾。

これに対し預金契約は、金銭を預けるという預金者の意思表示と、これを預かるという銀行の意思表示とが合致して、現実金銭が預金者から銀行に交付されて成立する。銀行は、この預け金をそのまま保管するのではなく、これを自由に使用し、返還する時に同額を払戻せばよいので、民法上の消費寄託契約といえることができる⁽⁹⁾。

また、特金と預金は、制度面においても違いがみられるので、いま、両者の主なる相違点を比較対照すれば、次のとおりである。

- ① 運用方法……特金においては、委託者が信託金の運用方法を具体的に特定し、受託者はその指示どおりに運用するに限りがないのに対し、預金では、銀行が預金者から受け入れた預金をどのように使用するかは自由で、預金の運用は、すべて銀行の裁量に委ねられている。
- ② 配当利率と預託金……特金における配当率は、実績配当主義に基づき、原則としてその収益計算期又は信託終了時に確定するが、預金の利率は、預金契約締結の際に確定する⁽¹⁰⁾。
- ③ 元本の返還……特金は、元本補填が禁止されているので、委託者がその運用を誤れば、元本を割って返還されることがありうるが、預金は、同額の金銭が返還される。また特金では、元本や配当金の受益者が数名であっても、また委託者が別人でもよいが、預金では、預け主がその預金の引き出し人でなければならない。
- ④ 分別管理……特金における信託財産は、受託者側の自己資本や他の信託財産と分別管理され、しかも、単独運用であるのに対し、預金は、銀行の自己資本及び他の預金等と合同して管理運用することが可能である。
- ⑤ 存続期間の確定……特定の場合、定期預金を除いては、普通預金及び当座預金のように期間を定めないものが含まれている。
- ⑥ 時効……特金における信託終了後の信託財産返還請求権の消滅時効は20年間で、また収益請求権の消滅時効も20年間で完成するが、預金は商事上の債権であるから5年間で消滅時効が完成する。
- ⑦ 特約……特金では、特約を附加できるのに対し、預金は、原則として特約は附加されない。この相違は、特金の場合、委託者ごとの運用目的を考慮するのに対し、預金では、預金者ごとの預金目的を考慮しないために生ずる。

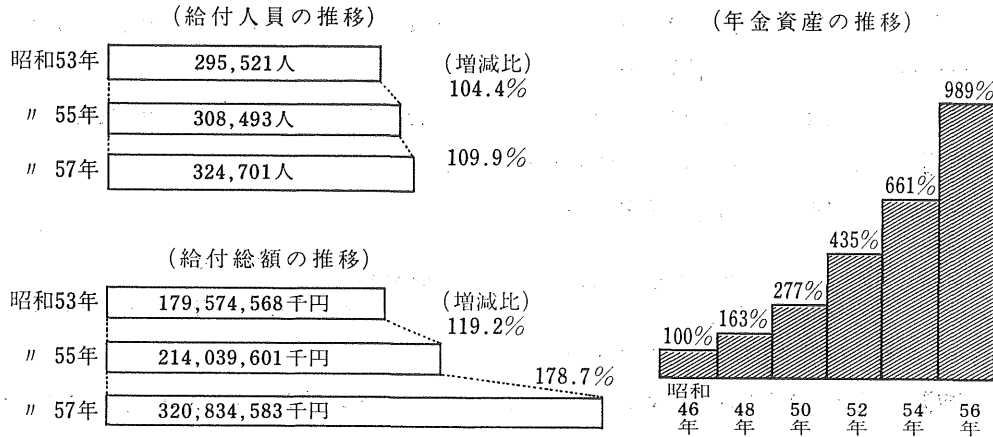
このように、特金は、委託者がすべて運用権をもつため、利息及び元本の保証がなく；しかも信託金は分別管理されるという特質をもつなどの点で、預金の性格とは大きく異なることがわかる。

(注)

(1) 広義の金銭信託は、特定金銭信託、指定金銭信託、無指定金銭信託、貸付信託、年金信託の5種に分け

- られる（信託協会編「信託実務講座 第2巻—金銭の信託(上)—」（有斐閣）昭和38年10月 4頁参考。
 (2) 信託法21条にもとづく勅令（大正11年12月29日519号5条）。
 (3) 自主規制により信託期間は1年以上、収益配当率は日歩1.7銭以内、引受最低金額は500万円以上、元本補填契約を認めないなどの制約が課せられた。

(4) 適格退職年金の推移



上記の資料は、拙稿「現行適格退職年金制度の問題点」城西大学女子短期大学部紀要 第3巻 第1号 昭和61年 107頁を参考とした。

- (5) 「企業会計」（中央経済社）昭和60年 VOL.37, No.10, 138頁参考。信託業法施行細則第2条。三菱・住友及び三井信託銀行発行の資料参考。
 (6) 信託協会編 前掲書 14頁参考。
 (7) 指定合同は、銀行の定期預金と競合することになるので、両者の分野調整のため、最低引受金額は5,000円以上、最短信託期間が1年以上とされ、信託金を追加した場合、受入れの日から満了の日までの期間が2年に満たないときは、信託期間はその日から満2年に至る日まで自動延長するものと定める自動延長信託が一般化している。
 (8) 「企業会計」前掲書 137頁参考。
 (9) 信託協会編 前掲書 32頁参考。
 (10) 特金の信託金は、100円以上という行政指導があるだけで、特別な制限規定はないが、預金では、現在普通預金は1円以上から、定期預金は1口100円以上となっている。
 (11) 商法第522条に基づく。

Ⅲ. 現行会計上の問題点

企業が、特金を採用するときは、既に所有する有価証券と分離して会計処理を行うことができる。すなわち、特金のなかに、当該企業が所有している有価証券と種類及び銘柄を同じくする有価証券がある場合には、その取得価額及び評価方法を区分して別個に処理が行われることとなる⁽¹⁾。そこで、特金を採用しない場合と採用した場合の会計処理の相違点を対比させるため、同一種類及び銘柄を取得したときの例を示せば、次のとおりである。なお、説明の都合上、売買手数料、有価証券取引税等は考慮しないものとする（以下同じ）。

【信託契約締結及び取得時】 特定金銭信託契約を締結して、信託金として200,000,000円を渡し、A社株式500,000株単価400円を取得した。なお、期首現金預金残高は300,000,000円で、A社株式100,000株単価100円を既に保有している。

——特金を採用しない場合の仕訳——

(借方) 有 価 証 券 200,000,000 (貸方) 現 金 預 金 200,000,000

——特金を採用の場合の仕訳——

(借方) 金 銭 信 託 200,000,000 (貸方) 現 金 預 金 200,000,000

【売却時】 A社株式200,000株単価600円で売却した。

——特金を採用しない場合の仕訳——

(借方) 現 金 預 金 120,000,000 (貸方) 有 価 証 券 70,000,000
有価証券売却益 50,000,000

——特金を採用の場合の仕訳は不要——

【決算時】 決算時A社株式の時価は、単価300円である。なお、特金運用による収益金を現金で受入れた。

——特金を採用しない場合の低価法による仕訳——

(借方) 有価証券評価損 20,000,000 (貸方) 有 価 証 券 20,000,000

——特金を採用の場合の仕訳——

(借方) 現 金 預 金 40,000,000 (貸方) 受取利息配当金 40,000,000

上例で明らかのように、特金採用の場合、信託契約を締結して有価証券を取得したときは、信託会社に信託した金額を「金銭信託」勘定で計上するだけで、有価証券の取得に関する処理は必要がない。この場合、A社株式は、既に保有されているが、税法は、これとは簿価を分離して計上することを認めている。すなわち、特金を採用しない場合のA社株式の単価は、既に保有のA社株式と合算されて、平均単価350円となるのに対し⁽²⁾、特金採用の場合は、既に保有株式とは区分して扱うため取得単価400円のまま計上する。

また、売却時では、特金を採用しない場合、有価証券売却益を計上するのに対して、特金採用の場合には、有価証券売買に関する会計処理を信託会社で行うため仕訳は一切不要となる。さらに、決算時において、特金を採用しない場合は、低価法の採用により、有価証券評価損を計上できるのに対し⁽³⁾、特金を採用の場合は、原価法によるため期末評価が行われない。なお、運用収益金は、元本に加算するか、あるいは配当収入として受け取るかは自由である⁽⁴⁾。

このように現行会計処理上、特金は、まったく市場性のないものとして原価法で評価されている⁽⁵⁾。この場合、低価法が認められていない理由は、特金が、信託銀行の名義で運用されるうえに、特金そのものが上場されていないため、流通性に乏しく、しかもその再取得価額を合理的に決定できないという税法上の考え方からきている。しかしながら、税法の基本的な信託の論理で

ある信託導管論によれば、委託者と受託者の間で財産権は移動し、受託者は、その間のパイプにしかすぎないのであるから、単独運用信託については、受託者が信託財産を有することになるので、特金を委託者（又は受益者）側の会計処理に帰属させて、低価法を適用することもできると思われる。

また、特金そのものは上場されていないが、その実態は、①企業がすべて運用権を握っているため、その運用形態は、単独運用で自己所有の有価証券とほぼ同じであること、②元本補填・利益補足がないため、運用方法を誤った場合、その損失分はすべて企業が負担すること、③投資対象がほとんど取引所の相場のある有価証券であるから、実際に時価が存在すること、などからみた場合、実質的に特金は、市場性ある有価証券としての性格を有すると考えられる。

したがって、有価証券の相場は、毎期決算時ごとに変動しているにもかかわらず、その評価は、契約終了時又は解約時まで据え置かれ、各事業年度の期末評価には織り込まれていないのは、収益と費用の正しい対応関係が歪められることとなる。すなわち、特金のなかには、安易な株式投資を行ったため含み損失を抱えているものや、急速な円高によって、外債など外国証券への投資に失敗し、為替の含み損失が発生しているものがある⁽⁶⁾。この含み損失は、既発生費用であるから、これを将来期間の契約終了時又は解約時でのみ費用化計算を行うという現行会計処理方法には、問題があるといわざるをえない。

ここで、前頁の設例を財務諸表で部分表示すれば、特金を採用しない場合と採用した場合とは、次のような違いがみられる。

＜特金を採用しない場合＞		＜特金を採用の場合＞	
<u>貸借対照表</u>		<u>貸借対照表</u>	
資産の部		資産の部	
I 流動資産		I 流動資産	
現金及び預金	220,000,000	現金及び預金	340,000,000
⋮	⋮	⋮	⋮
有価証券	120,000,000	有価証券	10,000,000
⋮	⋮	⋮	⋮
<u>損益計算書</u>		<u>損益計算書</u>	
⋮	⋮	⋮	⋮
IV 営業外収益		IV 営業外収益	
有価証券売却益	50,000,000	受取利息配当金	40,000,000
⋮	⋮	⋮	⋮
V 営業外費用			
有価証券評価損	20,000,000		
⋮	⋮		

上記で明らかなように、特金を採用の場合には、特金は、「現金及び預金」に含めて表示されるため、特金の金額は財務諸表には表われない。これは、昭和38年に制定された財務諸表等規則

取扱要領の「預金とは、金融機関（銀行、信託会社その他証券取引法施行令第1条各号に掲げる金融機関をいう。）に対する預金、貯金及び掛金、郵便貯金、郵便振替貯金並びに金銭信託に限る。」という規定によるものである⁽⁷⁾。

ところで、この規則が制定された当時は、金銭信託のほとんどは、元本保証かつ確定利付の合同運用指定金銭信託で、貸付運用として部分的に利用されていただけであつたため⁽⁸⁾、金銭信託を預金に含めて表示することには、特別に問題がなかった。しかし、上例にみるとおり、現金及び預金 340,000,000 円のうち 200,000,000 円は、元本保証のない含み損を抱えた有価証券であるため、もはや、制定当時の特金とは、その性格を異にする。かかる点から、実質的に有価証券であるものが、特金という名で「現金及び預金」の表示のなかにあれば、利害関係者は、使用できる「現金及び預金」がそれだけあるものと誤解をし、公開明示の原則に反することとなるので、ここで、会計処理の見直しが早急に望まれる。

(注)

- (1) 法人税基本通達6-3-3の2。
- (2) これは、 $(10,000,000円 + 200,000,000円) \div 600,000株 = 350円$ として算出。
- (3) 企業会計原則第3の5B。
- (4) この場合、受取配当等は、税法上、益金不算入の規定の対象とすることができるが、しかし、益金不算入だけを狙った短期保有株式等の受取配当等については、配当等の元本たる株式等の配当計算期間の末日（その配当等が中間配当である場合には、その分配の基準となつた一定の日。）以前1か月以内に取得した株式等のうち、当該計算期間の末日以後2か月以内に譲渡した株式については、これを短期保有株式等とし、その部分の株式等に係る受取配当等の額は、益金不算入の規定を適用せず、益金の額に算入することとなる（法人税法23のII、法人税法施行令20）。なお、東証1部上場284社に対するアンケート調査によると、運用損益の損益計算書における表示は103社で、その内訳は、受取利息60社、特定金銭信託配当金の内容により受取配当金・受取利息・有価証券売却損益に区分13社、有価証券売却損益11社、有価証券利息8社、その他11社である。その他には、特定金銭信託配当金、有価証券運用益、特定信託運用益、特定信託収益金などがある（税務研究会発行「経営財務」昭和61年 2頁参考）。
- (5) 税法上の有価証券の評価方法は、原価法が原則であるが、証券取引所に上場されている有価証券（企業支配株式を除く。）は、低価法で評価することができる（法人税法施行令第34条）。また、銀行では昭和54年9月期まで、上場している有価証券の時価が取得原価を下回ったときは、低価法の採用が義務づけられていたが、その年の国債大暴落で有価証券の評価損が巨大化すると、従来の低価法一本やりを改め、債券については、原価法も選択できるようになった（赤根竜二著「第3の金融—特金—」ダイヤモンド社 昭和61年 126頁参考）。
- (6) 外貨建公社債は、「外貨基準」によれば、期末レートによる換算ができるが、税法上は有価証券として扱われるため、期末レートによる換算ができなく、また、低価法の適用も認められていない。ただし、著しい為替相場の変動が生じた場合に該当する時は、期末レートによる換算し直しができる（法人税基本通達9-1-16の2）。外貨建公社債等を有する場合の円貨換算は、原則として、取得時換算法による。
- (7) 財務諸表等規則取扱要領16。
- (8) その例としては、日本で上映された外国映画の蓄積円を信託銀行が特金として受け入れ、電源開発会社へ貸出し、貸付期間が終了した時点で、本国への送金が認められたものがある。

IV. 特金の会計処理と表示方法

特金は、単独運用で、しかも市場性があるため、決算時これに低価法を採用することが合理的であることは、すでに述べた。ここでは、具体的な処理方法を示し、これをいかに表示すべきかについて検討したい。

まず、特金は、企業が信託会社に利殖を目的に預けた資金であるから、預けた時点での会計処理は、契約期限が決算期後1年以内であるか、あるいは短期運用を目的とする場合には、「短期特定金銭信託」又は「特定証券信託」勘定で流動資産の部へ独立計上する。また、契約期限が決算期後1年を超えるか、あるいは長期運用を目的とする場合には、「長期特定金銭信託」又は「投資特定証券信託」勘定で投資その他の資産へ掲記する⁽¹⁾。

いま、特金の契約後に株式を取得した場合の処理を示せば、次のとおりである。

【信託契約締結及び取得時】 特定金銭信託契約を締結して、信託金として200,000,000円を渡し、A社株式500,000株単価400円を取得（うち半分は短期所有目的で、半分は長期所有目的のもの）した。なお、期首現金残高は300,000,000円で、A社株式100,000株単価100円を既に保有している。

— 仕 訳 —

短期特定金銭信託	100,000,000	(貸方) 現 金 預 金	200,000,000
(借方) 長期特定金銭信託	100,000,000		

ところで、決算時における特金の評価は、原則として取得価額であるが、特金資産のうち預金、貸付金などの金銭債権については、取立不能見込額がある場合には、評価減を行う。また、株式、社債などについては、取引所の相場のあるものについては、流動資産の評価規定を準用し、株式、社債の期末時価が取得価額を下回り、かつ回復すると認められないときは、時価による方法を適用する。さらに、取引所の相場のない社債については、金銭債権の評価規定を準用し、取立不能見込額がある時は、評価減を行う。また、取引所の相場のない株式の場合、発行会社の財産状態が著しく悪化したときには、相当の減額を行うこととする⁽²⁾。この場合の時価とは、1個の信託契約の信託財産構成物をそれぞれ時価評価して合算したものとするほうがよい。その理由は、特金は、契約別に信託財産総額で運用する特性があるからである。そこで、評価損の会計処理は、短期所有のものは、「短期特定金銭信託評価損」又は「特定証券信託評価損」勘定で、また、長期特有のものは、「長期特定金銭信託評価損」又は「投資特定証券評価損」勘定で特別損失へ計上する。

また、運用から生じる損益は、信託会社の計算期間に関係なく、当該会社の各事業年度に属する損益を決算時に計上しなければならない。この場合、運用損益の項目には、売却損益、株式配

当金、公社債利息、転換社債利息、貸付信託利息、現先利息、銀行預金利息などが含まれるが、これらを一括して、「特定金銭信託運用益⁽⁴³⁾（又は運用損）」とするか、あるいは、「受取特定金銭信託利息」、「受取特定金銭信託配当金」及び「特定金銭信託売却益（又は売却損）」に大別して営業外損益又は特別損益へ計上する方法が考えられる。なお、受取利息と配当金は、比較的少額であるから、これを「受取利息」又は「受取有価証券利息」あるいは「受取利息配当金」の科目に含めて計上することも適当である。

いま、決算時に、上記設例における特金の運用益を受け入れた場合と評価損を計上した場合の処理を示せば、次のとおりである。

【売却時及び決算時】 A社株式 200,000 株単価 600 円（うち半分は短期所有目的で、半分は長期所有目的のもの）で売却し、売却益40,000,000円を受け入れるとともに、受取利息配当金として 4,250,000 円を受け取った。なお、決算時のA社株式時価は、単価 300 円である。

—— 仕 訳 ——

	短期特定金銭信託売却益 20,000,000
(借方) 現金 預金 44,250,000	(貸方) 長期特定金銭信託売却益 20,000,000
	受取利息配当金 4,250,000
(借方) 短期特定金銭信託評価損 15,000,000	(貸方) 短期特定金銭信託 15,000,000
(借方) 長期特定金銭信託評価損 15,000,000	(貸方) 長期特定金銭信託 15,000,000

このように上記の方法によれば、まず、決算時、短期所有目的のものを売却した場合は、短期特定金銭信託売却益20,000,000円が営業外収益へ、また長期所有目的のものを売却した場合は、長期特定金銭信託売却益20,000,000円が特別利益へそれぞれ計上される。次に、低価法の採用によって、損益計算書には、短期特定金銭信託評価損15,000,000円が営業外費用に、また、長期特定金銭信託評価損15,000,000円が特別損失に掲記されるとともに、貸借対照表には、短期特定金銭信託85,000,000円が流動資産の部へ、また、長期特定金銭信託85,000,000円が投資その他の資産の部にそれぞれ記載される。すなわち、この方法では、特金は、流通性のある有価証券と同質のものと考えて、貸借対照表に独立表示し、期末には、低価法の採用により含み損失を計上するとともに、売却益も受取利息配当金に含めず、これを区分掲示して貸借対照表の表示と対応させる点が特色である。

その他の方法としては、①特金の信託財産をその内訳ごとに分散してそれぞれの科目に含めて計上し、その内訳を注記するとともに、その科目での会計方針を適用する方法、②特定金銭信託勘定を独立掲記したうえで、含み損を注記する方法、③短期保有の特金を既存の有価証券に含め、また長期保有の特金を投資有価証券に含めて計上し、これを注記する方法、などが考えられる⁽⁴⁴⁾。

以上のようないずれの方法においても注意すべき点は、まず、信託会社の特金の決算日と企業

の決算日の相違のため、企業の当該事業年度に発生した特金の損益をその事業年度に計上せず、翌期に繰越すことである。かかる場合、特金の決算日は、自由に契約で決定できるので、特金の決算日を企業の決算日に一致させるか、あるいは、連結や持分法での決算日のずれが3ヶ月と認められているところから、これを特金にもあてはめて、特金の決算日の3ヶ月以内にすることも妥当と思われる⁽⁶⁾。次に、特金のなかでも株式等の有価証券については、企業が既に保有している有価証券や投資有価証券、あるいは別口契約の特金資産のなかに同一銘柄の有価証券があっても、取得原価については合算を行わないことに留意する。

さらに、特金処理上、注意することは、特金のなかに米国国債等のドル建外債が組み込まれている場合の評価である。とくに、円高時には、含み損が多発するため、その評価の方法が重要となるが、この場合、通常の外貨建有価証券に対する低価基準を適用することが合理的と思われる⁽⁶⁾。すなわち、外貨建有価証券に低価基準を採用する時は、外国通貨による時価を決算日の為替相場により円換算した額と、円貨による簿価のうち、いずれか低い価額とすればよい。

また、今日では、新しい金融資産の開発が急速に進展し、その資産の性格も多様化している。したがって、その会計処理は、それぞれの性格に適合した会計方針を採用するなどの柔軟性を果たせ、利害関係者に企業の状況に関する判断を誤らせないように表示することが大切である。

(注)

- (1) 金額に重要性がない場合は、短期のものは、「有価証券」に、また、長期のものは、「投資有価証券」に含めることもできよう。なお、東証1部上場284社のアンケート調査では、貸借対照表の表示をしているのは110社あり、その内訳は、現金預金77社、その他の投資8社、有価証券6社、特定金銭信託5社、投資有価証券4社、長期預金4社、その他6社である。その他には長期定期預金、その他の流動資産、金銭信託などがある(税務研究会発行「経営財務」昭和61年 2頁参考)。
- (2) 商法285ノ5、285ノ6、285ノ2。
- (3) ここにいう特定金銭信託運用益とは、純手取額でなく、特金から支払った源泉所得税を含めるほか、運用益から特金に追加される金額を加算した金額とする。
- (4) 別法としては、信託財産のなかで含み損の生じている銘柄を解約して、信託の簿価で受け入れれば、低価法の適用又は売却により含み損を計上することができる。また、特金が財務諸表等規則で預金に該当するしかないのであれば、特金の受益権に含み損がある場合、商法285条ノ4の規定に基づき、預金としての金銭債権の取立不能見込額を控除するために評価減する必要がある。さらに、含み損を評価減することが強制されず、また必要ないとしても、特金運用のほとんどを株式や外債に向けている時に含み損が生じているのであれば、「株式会社の貸借対照表、損益計算書・営業報告書及び附属明細書に関する規則」第14条に準じてその旨を財務諸表で開示することが望ましい。なお、東証1部上場284社のうち99社が特金を採用し、これに低価法を適用しているが7社、適用していない89社、未定3社である(税務研究会発行「経営財務」昭和61年 2頁参考)。
- (5) 法人税基本通達2-5-1で、「決算締切日を継続して事業年度終了の日以前おおむね10日以内の一定の日としている場合には、これを認める。」としているので、10日以内の決算日のずれは、税務上許されるであろう。なお、東証1部上場284社アンケートでは、①信託会社と企業の決算日が一致し、信託の決算報告書の損益を計上63社、②決算日が一致せず、直近の損益を計上15社、③決算日が一致せず、月次運用状況報告書で修正12社、④入金時処理3社である(税務研究会発行「経営財務」昭和61年 2頁参考)。
- (6) 外貨建取引等会計処理基準注解6、法人税基本通達13の2-2-8。

む す び

以上、特定金銭信託は、従来、まったく流通性に乏しいものとして原価法で評価し、これを「預金」に含めて表示していたが、しかし、特定金銭信託は、委託者たる企業が直接運用しているうえに、元本補填や利益補足がなく、企業が運用を誤れば、その損失分は、すべて企業に帰属することなどから、その性格は、市場性のある有価証券とみるほうが正しいことを強調した。かかる観点から、貸借対照表には、特定金銭信託として預けた金額のうち、短期運用の目的のものは、流動資産の部へ、また、長期運用の目的のものは、投資その他の資産へそれぞれ掲示する。また、損益計算書には、決算時の低価法の採用による評価損を計上するとともに、運用から生じる売却損益や受取利息配当金をそれぞれ独立勘定で表示し、貸借対照表の表示と対応させる方法が最も適当と考える。

(1986年9月記)